

## 品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱

制定	平成29年3月30日	区長決定	要綱第78号
改正	平成30年3月30日	区長決定	要綱第92号
改正	令和元年5月10日	区長決定	要綱第215号
改正	令和元年10月1日	区長決定	要綱第314号
改正	令和2年4月1日	区長決定	要綱第108号
改正	令和3年4月1日	区長決定	要綱第115号
改正	令和3年8月6日	部長決定	要綱第263号

### (目的)

第1条 この要綱は、認可保育所等の入園申込みを行い入園不承諾となった児童の保護者に対し、認可外保育施設を利用した場合の保育料の一部を助成することにより、当該保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年6月15日56福児母第990号。以下「指導監督要綱」という。）第2条に規定する認可外保育施設（東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に定める要件を満たし東京都知事が認証した施設を除く。）であって、認可外居宅訪問型保育事業以外のものをいう。
- (2) 認可外居宅訪問型保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業であって、指導監督要綱第2条に規定する認可外保育施設に該当するものをいう。
- (3) 認可保育所 法第39条第1項に規定する保育所であって、法第35条第3項の規定による届出または同条第4項に規定する認可により設置されているものをいう。
- (4) 認可保育所等 認可保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園および法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。
- (5) 保護者 児童と同一の世帯に属し、保育料を納入する義務を負っている者をいう。
- (6) 保育料 認可外保育施設または認可外居宅訪問型保育事業を利用する場合の月額の基本保育料をいう。
- (7) 保育の必要性の認定 保育を必要とする児童の保護者に対して、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第3項の

規定に基づき、区長が当該児童について支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を行うことをいう。

- (8) 入園不承諾 保育の必要性の認定を受けた児童の保護者が品川区保育の実施等に関する条例施行規則（平成9年品川区規則第52号。以下「規則」という。）第6条の規定による保育の実施の申請を行った場合において、規則第7条の規定による利用調整の結果、区長が規則第8条第2項の規定により保育の実施を行わないことをいう。
- (9) ベビーシッター利用支援事業 東京都が実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）に基づき、品川区ベビーシッター利用支援事業事務取扱要領（令和2年2月7日子ども未来部長決定）第5条に規定する要件を満たす者が、認可外居宅訪問型保育事業を利用した際、その保育料について割引適用する事業。

（助成対象施設）

第3条 この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）の対象となる施設（以下「助成対象施設」という。）は、品川区の区域内に所在する認可外保育施設であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法第59条の2第1項の規定に基づき、届出を行っていること。
- (2) 認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目（昭和57年6月15日57福児母第144号）第2条第1号に規定するベビーホテルまたは同条第5号に規定するその他の認可外保育施設であること。
- (3) 企業主導型保育事業費補助金実施要綱第2の1に規定する企業主導型保育事業でないこと。
- (4) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日付雇児発第0121002号）に基づき、東京都知事から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる施設について、助成対象施設とすることができる。
- (1) 前項第1号、第3号および第4号に掲げる要件を満たす施設であって、地域の児童を積極的に受け入れており、同項第2号に掲げる施設に準ずる施設であると区長が特に認めるもの
- (2) 前項各号に掲げる要件を満たす施設であって、品川区の区域外（東京都の区域内に限る。以下同じ。）に所在するもの
- （助成対象者）
- 第4条 助成金の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 0歳から2歳までの児童の保護者であること。この場合における児童の年齢については、当該年度の初日における満年齢とする。
- (2) 児童および保護者が品川区の住民基本台帳に記録され、現に品川区内に居住し

ていること。

(3) 認可保育所等の入園申込みを行い、入園不承諾となっていること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 求職を理由として認可保育所等の入園申込みを行い入園不承諾となつたが、当該入園不承諾に係る最初の月の初日から起算して2カ月を超えるとき。

イ 就労を理由として認可保育所等の入園申込みを行い入園不承諾となつたが、実際に就労をしていないときまたは就労に係る時間（勤務する事業所との往復の通勤時間を含む。）が次号に掲げる時間に満たないとき（保護者が月の途中から就労するときは、保護者が就労を始めた日から当該月の末日までの間における就労に係る時間が次号に掲げる時間に満たないとき）。

ウ その他入園不承諾の状況により助成対象者とすることが相当でないと区長が認めるとき。

(4) 児童が月の初日において施設に在籍し、基本保育時間で月160時間以上の月極め契約により保育を受けていること。

(5) 前号に規定する保育に係る各月の保育料を直接、助成対象施設を運営する事業者に支払っており、滞納していないこと。

2 前項に定めるもののほか、第3条第2項第1号に掲げる施設を利用する場合の助成対象者の要件は、区長が別に定める。

#### (助成金額)

第5条 助成金の月額（以下「助成月額」という。）は、次に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、助成月額が保育料の額（他の助成制度または福利厚生制度の利用により、保育料に係る負担軽減を受けている場合は、減額が適用された保育料の額）を超える場合は、保育料と同額とする。

(1) 0歳 50,000円

(2) 1歳 45,000円

(3) 2歳 40,000円

2 前項の規定に関わらず、当該年度（4月から8月までの月分の助成月額の算定においては前年度）に納付すべき区市町村民税が非課税となる世帯は、67,000円を助成月額とする。ただし、認可外保育施設の利用について保護者が品川区認可外保育施設等施設等利用費支給要綱（令和元年要綱第301号）第3条に規定する利用費の支給の対象となる者に該当する場合は、助成月額は、67,000円から当該利用費に相当する額を減じた額とする。

#### (助成金の交付申請)

第6条 認可外保育施設の利用に係る助成金（以下「施設助成金」という。）の交付を受けようとする保護者は、区長に対して、品川区認可外保育施設保育料助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「施設助成金申請書」という。）を当該年度の3月20日（この日が日曜日、土曜日または国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日」という。）に当たるときは、

その直後の休日でない日とする。)までに提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づき申請を行った保護者（以下「施設助成金申請者」という。）に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 認可外保育施設の利用に係る契約書の写し
- (2) 保育料を支払ったことを証する書類の写し
- (3) その他審査に必要な書類

3 第1項の規定にかかわらず、助成対象施設およびベビーシッター利用支援事業の助成対象となる認可外居宅訪問型保育事業を同一の月に利用する場合にあっては、当該月については、施設助成金を申請することができない。

（助成金の交付決定等）

第7条 区長は、前条第1項の規定に基づく施設助成金の交付申請があった場合は、施設助成金申請書および関係書類を審査し、施設助成金を交付することと決定したときは品川区認可外保育施設保育料助成金交付決定通知書（第2号様式）により、施設助成金を交付しないことと決定したときは品川区認可外保育施設保育料助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ施設助成金申請者に通知する。

2 前項の規定による助成金の交付または不交付の決定は、四半期毎に行うものとする。

3 助成金の交付は、口座振替により四半期毎に行うものとする。

（申請者の状況確認）

第8条 施設助成金申請者は、施設助成金の交付を受けた最初の四半期後の分について、引き続き、施設助成金の交付を受けようとする場合は、四半期毎に区長が別に定める日までに品川区認可外保育施設保育料助成金状況確認依頼書兼請求書（第4号様式。以下「施設助成金確認依頼書」という。）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による施設助成金確認依頼書の提出があった場合は、施設助成金の交付申請後における児童および保護者の状況を確認のうえ、前条第2項の規定により、施設助成金の交付または不交付について決定するものとする。

（調査）

第9条 区長は、必要があると認めるときは、助成金の対象要件について、施設助成金申請者もしくは助成対象施設に報告を求め、または実地に調査をすることができる。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、施設助成金申請者が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条第1項各号に掲げる助成対象の要件を欠いていたと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定の内容またはこれに付した条件その他法

令もしくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、品川区認可外保育施設助成金交付決定取消通知書（第5号様式）により当該施設助成金申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 区長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（準用）

第12条 助成金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

品川区長あて

### 品川区認可外保育施設保育料助成金交付申請書兼請求書

品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、品川区認可外保育施設保育料助成金の交付について、下記のとおり申請し、交付決定に基づき助成金を請求しますので、下記の口座に振り込んでください。

なお、助成金の受給資格に係る審査に当たって、次の事項に同意します。

- (1) 本人および児童が品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。
- (2) 認可外保育施設を基本保育時間で月160時間以上の月極め契約で利用し、実際に保育を受けていることを品川区が対象施設に確認すること。
- (3) 認可外保育施設の基本保育料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。

記

#### 1 助成対象児童（助成対象児童ごとに申請してください。）

氏名（フリガナ）	生年月日・年齢	施設名	施設区分
( )	年月日生 歳児 (年4月1日現在)	(入園) (退園) 年月日	区内・区外 ( 区)

#### 2 申請者（保護者・口座名義人）

氏名（フリガナ）	続柄	住所・電話番号	
( )	父・母	〒 品川区	
		電話 ( )	
金融機関名	支店名	支店コード	種別
銀行 信用金庫 信用組合	支店 出張所	普通 ・ 当座	口座番号

#### 3 認可保育所等の入園申込みの状況

年4月（1次）		年4月（2次）		年5月		年月	
入園申込	結果	入園申込	結果	入園申込	結果	入園申込	結果
有・無	不承諾・辞退等	有・無	不承諾・辞退等	有・無	不承諾・辞退等	有・無	不承諾・辞退等

#### 4 認可外保育施設の利用状況および基本保育料の支払状況

契約時間（基本保育時間）		契約期間					
月極めの契約時間 時間（月） (1日 時間 分×週 日)		年月日から 年月日まで					
年4月		年5月	年6月	年7月	年8月	年9月	
円		円	円	円	円	円	円
年10月		年11月	年12月	年1月	年2月	年3月	
円		円	円	円	円	円	円

（その他必要書類）

※1 基本保育時間で月160時間以上の月極め契約で保育を受けていることを確認できる書類

（契約書の写し）

※2 月極め契約の基本保育料を各月で支払っていることを確認できる書類（領収書の写しなど）

第  
年  
月  
日  
号

様

品川区長

印

## 品川区認可外保育施設保育料助成金交付決定通知書

## 【第 期】

年度認可外保育施設保育料助成金について、下記のとおり交付することと決定したので、品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

- 1 対象児童名
- 2 年齢
- 3 交付決定金額

(内訳)

助成金額	不交付の理由	合計
月分		【第 期】
月分		
月分		

- 4 助成金振込指定口座

銀行名			
支店名			
預金種別		口座番号	
口座名義			

第  
年  
月  
日  
号

様

品川区長

印

品川区認可外保育施設保育料助成金不交付決定通知書

【第 期】

先に申請がありました 年度認可外保育施設保育料助成金の交付について審査した結果、品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、助成金を交付しないことと決定したので通知します。

1 対象児童名

2 年齢

3 不交付理由

月分	
月分	
月分	

【問い合わせ】〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所

品川区長あて

### 品川区認可外保育施設保育料助成金状況確認依頼書兼請求書

品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、品川区認可外保育施設保育料助成金の交付決定後における本人および児童の状況について、下記のとおり確認を依頼し、交付決定に基づき助成金を請求します。

- なお、助成金の受給資格に係る審査に当たって、次の事項に同意します。
- (1) 本人および児童が品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。
  - (2) 認可外保育施設を基本保育時間で月160時間以上の月極め契約で利用し、実際に保育を受けていることを品川区が対象施設に確認すること。
  - (3) 認可外保育施設の基本保育料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。

記

#### 1 助成対象児童（助成対象児童ごとに申請してください。）

氏名（フリガナ）	生年月日・年齢	施設名	施設区分
( )	年 月 日 生 歳児 ( 年 月 日 現在)	(入園) 年 月 日 (退園) 年 月 日	区内・区外 ( 区)

#### 2 申請者（保護者・口座名義人）

※ 振込先の金融機関は、変更がない場合は記載不要です。

氏名（フリガナ）	続柄	住所・電話番号		
( )	父・母	〒	品川区	
		電話	( )	
金融機関名	支店名	支店コード	種別	口座番号
銀 行 信用金庫 信用組合	支 店 出張所	普通 ・ 当座		

#### 3 認可外保育施設の利用状況および基本保育料の支払状況

契約時間（基本保育時間）			契約期間					
変更無 ・ 変更前	月極めの契約時間 (1日 時間 分×週 日)	時間（月）	年 月 日から	年 月 日まで				
変更後	月極めの契約時間 (1日 時間 分×週 日)	時間（月）	(変更後の期間を記入)					
年 4 月	年 5 月	年 6 月	年 7 月	年 8 月	年 9 月			
円	円	円	円	円	円			
年 10 月	年 11 月	年 12 月	年 1 月	年 2 月	年 3 月			
円	円	円	円	円	円			

(その他必要書類)

※1 月極め契約の基本保育料を各月で支払っていることを確認できる書類（領収書の写しなど）

今回申請分のすべての月についてご提出いただきます

※2 (当初の申請から変更があった場合のみ、必要です。)

基本保育時間で月160時間以上の月極め契約で保育を受けていることを確認できる書類（契約書の写し）

第5号様式（第10条関係）

第 年 月 日  
号

様

品川区長

印

## 品川区認可外保育施設保育料助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知しました品川区認可外保育施設保育料助成金の交付決定を下記のとおり取り消したので、品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第10条第2項に基づき通知します。

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

3 返還する金額

4 返還期日 年 月 日